告示

○総務省告示第四百三十四号

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第十一条の二第三項の規定に基づき、次の地域について、平成二十七年国勢調査における調査の期間等を、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり変更したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十二月十六日

総務大臣　山本　早苗

地域　茨城県常総市

調査の期間等の区分	変更後の調査の期間等
国勢調査令第九条第一項第二号に掲げる期間	平成二十七年九月二十六日から平成二十七年十二月二十八日まで
国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）第五条の規定による未調査等の場合の届出の期限	平成二十七年十二月二十九日
国勢調査施行規則第六条の規定による未調査の場合の調査を行う期限	平成二十七年十二月三十日

○政治資金適正化委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
三〇一	栗栖　清治	二七、一一、二四	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四九六六	二七、一一、二七	三枝三紀男
四九六七	二七、一一、二七	堀　茂仁
四九六八	二七、一一、二七	李　知子
四九六九	二七、一一、二七	下重　典靖
四九七〇	二七、一一、二七	鈴木　秀史
四九七一	二七、一一、二七	新妻　直人
四九七二	二七、一一、二七	柴田　悟
四九七三	二七、一一、二七	髙橋　賢治

○法務省告示第六百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十四年四月二十四日法務省告示第百六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号中「平成二十四年四月二十四日」を「平成二十七年十二月十六日」に改める。

○法務省告示第六百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表有限会社石井工務店の項中「有限会社石井工務店」を「株式会社イコム」に改め、「建築大工」の下に「、内装仕上げ施工」を加え、同表株式会社イストの項中「建築大工」の下に「、内装仕上げ施工」を加える。

○法務省告示第六百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社山雅産業	神奈川県横浜市金沢区平潟町十番三十七号

コンクリート圧送施工	

○法務省告示第六百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

新明工業株式会社	愛知県豊田市衣ケ原三丁目二十番地

塗装、溶接、機械加工、仕上げ	

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社三陽工作所	兵庫県伊丹市森本九丁目十九番一号

工場板金	

○法務省告示第六百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

新井鉄筋株式会社	千葉県佐倉市中志津一丁目七番B―三百五号
株式会社柏塗	千葉県柏市豊四季二百四十九番地二十五パレス大豊百一号室

鉄筋施工	
防水施工	

○法務省告示第六百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社北嶺	北海道根室市花咲港三百七十四番地十六

加熱性水産加工食品製造業	